

○副議長（永森直人）谷村一成議員。

〔11番谷村一成議員登壇〕

○11番（谷村一成）皆さん、お疲れさまです。自由民主党富山県議会議員会の谷村一成です。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

初めに、DXの推進についてということで、デジタル社会の利便性を県民が真に実感するための戦略について伺いたいと思います。

本県では、昨年12月にマイナ保険証の利用率が73.8%と全国トップを記録いたしました。これは健康保険証の原則廃止という転換期におきまして、県民の皆様がデジタルに対する意識の高さ、そして順応の早さが如実に表れた結果だと確信しております。

この日常的にマイナンバーカードを提示、利用するという県民の行動変容を一時的なものに終わらせるのではなく、さらに一歩進め、県政のデジタルフロントドアであるTOYAMA ONE Platformを、カードと深く連携したポータルとして進化させるべき時期に来ていると思います。

このアプリを起点に、TOYAMA ONE Walletをはじめとする様々なサービスへ、カード1枚でシームレスにつながる環境を構築すべきと考え、1点目、マイナンバーカードとTOYAMA ONE Platformとの連携について質問いたします。

本県では、独自のサービス連携であるTOYAMA ONE Platformを構築し、令和6年3月の開始から2年が経過する中で、サービス連携による成果、普及状況や年代別の利用傾向をどう分析しているのかが重要であります。

また、他の自治体の事例では、マイナンバーカード自体を認証の

鍵として活用し、アプリを開く手間を省き、マイナンバーカードをかざすだけで直感的に利用できる仕組みを導入している地域もあります。例えば、朝日町ではL o C o P iの活用も含め、公共交通や教育など、様々な日常生活にマイナンバーカードの活用が取り入れられています。

このように、難しい操作を抜きにして、カード1枚で公共交通の割引や買物が完結すれば、高齢者にとってもデジタルは極めて身近なものとなります。また、カードとアプリが一体的に運用されることで、カードを常に携帯し、日常的に活用する文化が県内に根づくこととなります。

そこで、マイナンバーカードの認証機能をT O Y A M A O N E P l a t f o r mと連携することで、登録の簡素化や利便性の向上、利用拡大につながると考えますが、T O Y A M A O N E P l a t f o r mの利用状況や取組の成果と併せて、所見を滑川地方創生局長にお伺いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及、利用拡大が行政運営に与える効果について質問いたします。

日常的な利用環境が整うことは、単なる決済の利便性向上にとどまりません。住民がカードを持ち歩くことが当たり前になれば、窓口やオンラインでの行政サービス利用率も自然と向上します。熊本市のように、アプリ連携により窓口での各種手続を簡略化している事例もありますが、利用率の向上は、結果として自治体業務の効率化、コスト削減、そして職員の事務負担軽減とつながる好循環を生むはずです。

そこで、マイナンバーカードの普及、利用が拡大することは、市

町村をはじめとする行政サービスの効率化や職員の業務負担軽減にどのように寄与すると考えておられるのか、所見を滑川地方創生局長にお伺いいたします。

次に、TOYAMA ONE Platformの連携拡大について質問いたします。

プラットフォームの価値は、参加する主体が増えるほど高まります。利用拡大を図るためには、提供サービスの充実が不可欠であり、市町村との連携強化はもちろん、民間事業者との協働も重要であります。

例えば、交通、医療、子育て、観光、商業など、日常生活に密接に関わる分野との連携が進めば、県民にとって使う理由が明確になります。県内共通のデジタルIDとして進化させていくためには、全県一丸となったサービス連携基盤の構築が求められています。

そこで、TOYAMA ONE Platformをマイナンバーカードとの連携による県内共通のデジタルIDを使った仕組みへと進化させていくため、民間事業者や市町村など連携先の拡大が必要であると考えますが、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、滑川地方創生局長にお伺いいたします。

次に、いじめ等の教育現場での諸課題について3点質問いたします。

初めに、1人1台端末を活用した早期発見について質問いたします。

文部科学省の昨年10月公表の令和6年度調査によれば、全国の小中高校等におけるいじめの認知件数は76万9,022件と過去最多を記録しました。さらに、不登校の小中学生数も過去最多を更新し続け

ています。自殺や不登校につながる、いじめの重大事態の認知件数も過去最多の1,404件で、うち3割以上で重大事態として把握するまで、学校がいじめと認知していない状況だったということです。

本県においても、令和6年度のいじめ重大事態の認定件数は25件と過去最多を更新しました。認知件数そのものは2,951件と前年度より減少したものの、重大事態の急増は、いじめが水面下で深刻化、複雑化し、既存の学校組織の対応能力を著しく超えている危うい状況を示唆しています。また、令和7年の全国の小中高生の自殺者数（暫定値）は532人と、これもまた過去最多となりました。

その背景には複雑な要因があるとされますが、多くの場合、事前に何らかの変化や兆候があった可能性が指摘されています。子供たちが発している命のSOSをいかに確実に拾い上げ、絶望のふちから救い出すか。未来への投資としての教育の在り方が、今、厳しく問われているのではないのでしょうか。

他の自治体では、1人1台端末を活用し、欠席や遅刻の状況、保健室の利用頻度をリアルタイムでデータ化して見える化することで、教職員がいち早く異変を察知し、早期発見につなげている例もあります。

本県においても、1人1台端末は学習活動にとどまらず、子供の命と心を守る観点からの活用をさらに進めるべきではないでしょうか。

いじめや不登校への対応は喫緊の課題であり、児童生徒のSOSを拾い上げる取組を一層強化すべきと考えますが、所見を広島教育長にお伺いいたします。

次に、いじめ事案の初動対応について質問いたします。

昨年3月の県いじめ再調査委員会において、学校がいじめを認知しても組織的に動いていない事例が見られるとの指摘がなされました。現場の教職員が真摯に対応していることは承知しておりますが、判断の遅れや対応のばらつきが、事態の長期化、深刻化を招く可能性も否定できません。

いじめの認知、事実確認、保護者対応、記録作成などは、教育的配慮だけではなく、法的視点や第三者的な客観性も求められる場面があります。学校内のみで抱え込むのではなく、一定の段階で弁護士等の外部専門家が助言、関与する仕組みを明確にすることは、教職員の負担軽減にもつながり、結果として迅速かつ適切な対応を可能にすると考えます。

そこで、いじめの疑いが生じた段階で、学校内で抱え込まないよう、弁護士等の外部からの客観的な視点を踏まえた初動対応に当たる必要があると考えますが、所見を広島教育長にお伺いいたします。

次に、重大事態に係る調査の在り方について質問いたします。

学校の調査報告書に対し、被害者側が内容に納得できず、再調査を求める事案が見られます。その背景には、調査の過程において被害者側は十分な情報を得られず、最終報告が示されるまで事実関係の整理状況を把握しにくいという課題があると考えます。

結果として、最終報告の段階で事実確認のそごが表面化し、さらなる不信感を生むという悪循環が生じています。重大事態調査は、単に事実を整理する手続ではなく、被害者や家族の思いに寄り添いながら、透明性と納得性を確保するプロセスでなければなりません。

そこで、重大事態に係る調査においては、被害者家族と事実関係の認識共有を図るなど、被害者参加のプロセスを義務づけた運用を

図るべきと考えますが、所見を廣島教育長にお伺いいたします。

次に、富山地方鉄道の今後の在り方について質問します。

富山地方鉄道については、本日、そして先日の代表質問でも質問されていますが、私からも質問いたします。

様々な議論が繰り広げられている富山地方鉄道鉄道線は、沿線住民の暮らしに深く根差し、地域を支える背骨のような存在です。本線においては、上市以東の沿線4市町の高校に通う生徒の約3割がこの鉄道に依存しているという現実は、極めて重要なものです。

また、いよいよ一般開放を迎える黒部宇奈月キャニオンルートの誘客や、県東部の観光振興を語る上で、地鉄のネットワークは富山の至宝ともいふべき不可欠な基幹インフラであります。

富山地方鉄道鉄道線の維持に向けましては、議論の活発化と令和8年度の支援方針を受けて、富山地方鉄道は一部の区間で予定されていた廃止を見送られました。しかし、これは緊急避難的措置により、辛うじて令和8年度の存続は確保されたとのことであり、あくまで一時的な延命にすぎないようです。

富山地方鉄道は、延期は1年、繰り返しはしないと発言されているようで、残された時間は、もはや1年を切っていると思える状況であり、県主導の新組織の立ち上げや今議会に上程された調査費は、この時間切れという最悪の事態を回避し、将来にわたる恒久的な維持スキームを構築するための一手であると考えます。

そこで、新年度に実施する本線の調査について、質問いたします。

県は今後、本線の将来像を見据えた調査を実施するとのことですが、これまでも沿線自治体は、利用実態調査や住民アンケート調査を積み重ね、一定のデータと分析結果を蓄積してこられまし

た。限られた時間の中で方向性を示していくためには、こうした既存データを最大限活用し、重複を避けつつ、短期間で実効性のある結論を導き出すことが必要であります。

さらに、調査結果をいつまでに取りまとめ、どの段階で方向性を示すのか、そのスケジュール感も県民に明確に示す必要があると考えますが、新年度に実施する本線の調査について、県はどのような役割を果たしていくのか、また、具体的な調査内容及びスケジュールと併せて、田中交通政策局長にお伺いいたします。

次に、新たな検討組織について質問いたします。

今回、県が主導して新たな検討組織を立ち上げることは、これまでの沿線自治体の主体的判断を待つという姿勢から一步踏み込み、鉄道の恒久的な維持に向けて、県が全県的な視点でより主体的に責任を担うという決断をされたものと受け止めております。

鉄道線は、単なる一企業の経営問題ではなく、県民の暮らしを守る社会インフラであります。高齢者や学生など交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の低減、地域の持続可能性の確保といった観点からも、その意義は極めて大きいものがあります。だからこそ、今後の議論においては、短期的な収支のみならず、公共交通の社会的価値を踏まえた判断が必要であり、そのためには県が明確な理念と方向性を示し、議論を牽引していくことが不可欠であります。

そこで、新たな検討組織において、県がリーダーシップを発揮し鉄道線を県民の暮らしを守る社会インフラであるとの認識の下、議論を進めていくべきと考えますが、新田知事の所見をお伺いいたします。

次に、持続可能な農業の振興について3点質問いたします。

現在、10年後の農地利用の姿を描く地域計画が進められています
が、その中身を精査すると、現実には極めて厳しいと感じます。

農水省が、全国の先行地区、約1,500地区を対象に調査したところ、今後10年以内にリタイアする可能性が高い高齢農家が所有する農地のうち、後継者が決まってない割合が非常に高いことが判明しました。

この結果、個人農家のうち、約6割の農地において、将来の引受け手が具体的に決まってないという危機的な状況が浮き彫りになったようです。

本県においても、地図に名前を書き込んだ農家の胸中にあるのは達成感ではなく、10年後の自分の姿が見えないという焦燥感です。一方で、大規模農家や法人も人手不足とコスト増により、引受けの限界を迎えています。

地域計画を単なる紙の上の地図に終わらせず、農家のやる気を地域の組織化へと昇華させるため、質問したいと思います。

初めに、集落営農などとのグループ化に伴う初期投資支援について質問いたします。

地域計画において担い手となっている個人農家からは、少しでも長く続けたい、地域で集まって守っていききたいという切実な声が上がっています。しかし、いざ集まろうとしても、老朽化した機械の更新費用や共同利用のための資材確保といった資金面の問題が障壁となり、立ち往生しているのが現実です。

そこで、地域計画の実現に向け、個人農家の機械更新や集落営農などとのグループ化に伴う初期投資に対し、強力に支援していく必要があると考えますがどうなのか、佐藤副知事にお伺いいたします。

次に、集落営農などとのグループ化へのロードマップと伴走支援について質問いたします。

小規模農家が仲間と共に再び立ち上がるため、地域計画をただの地図で終わらせず、農家のやる気を地域の組織化へと昇華させるためには、関係機関等と連携し、具体的な道筋やグループという形態で持続可能な経営ができることを示していくことが必要です。

そこで、農家のやる気を地域の組織化へとつなげるため、現状に即した、集落営農などとのグループ化へのロードマップの作成など、伴走支援を行ってはどうかと考えますが、所見を佐藤副知事にお伺いいたします。

次に、担い手の確保育成と生産性向上の推進について質問いたします。

県総合計画において、持続可能な稼げる農業の推進が主要な施策の一つに挙げられています。しかし、人口減少と農業従事者の高齢化が加速する中、従来の延長線上の施策では、この荒波を乗り越えることは困難です。担い手の確保育成は、将来を見据えて、強力に進めていく必要があります。

そこで、喫緊の課題である担い手の確保育成、そして稼げる農業の実現に向けた生産性向上の取組について、将来を見据え、県としてどのように取り組んでいくのか、佐藤副知事にお伺いいたします。

最後に、地域防災力の向上について質問いたします。

去る2月24日、政府は全国10か所目となる国の災害備蓄拠点の本県富山市に新設することを表明されました。能登半島地震を踏まえ、北陸地域の防災体制を強化する観点から、本県がその拠点として選定されたことは大変意義深く、県民にとっても安心につながる

ものであり、大変喜ばしい限りであります。

北陸の備蓄拠点に本県が選ばれたことは、北陸3県と新潟県の中心付近に位置するため日本海側での物資供給を広くカバーできること、高速道路や空港など交通インフラが充実していること、また、県防災危機管理センターの機能が充実しており、災害時に国との迅速な連携を取りやすい体制などが高く評価され、これまで防災庁の誘致など粘り強く取り組んでこられた結果であると受け止めております。

有事の際、民間倉庫を活用し、段ボールベッドや簡易トイレ、キッチン資材などが迅速に被災地へプッシュ型支援される体制が整うことは、県民にとっても大きな安心材料となるなど、様々なメリットが期待されます。しかし一方で、県として倉庫の賃料や研修費用等の負担が想定されています。

そこで今回、国の災害備蓄の北陸地域の拠点が富山市に設置されることになりましたが、本県に設置されることのメリットやデメリットをどのように考えておられるのか、新田知事にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）谷村一成議員の御質問にお答えします。

まず、富山地方鉄道についての御質問にお答えします。

富山地方鉄道の検討では、議論の前提となる調査や沿線住民との意見交換会が実施されるなど、議論が一定程度深まってきたと受け止めております。このため、来年度は鉄道線の再構築に向け、これ

までのあり方検討会に代わって、私が会長として新たな検討組織を設置し、沿線の市町村と共に調査検討に取り組むこととしています。

去る1月に開催された、県議会自民党議員会の第2期・持続可能な公共交通のあり方を考えるプロジェクトチームの勉強会には、私どもの交通政策局の職員も参加させていただきました。講師を務められた宇都宮浄人鉄軌道サービス部会長は、鉄道インフラについては、道路などと同様に、公共サービスを提供するための社会インフラということで、発想を切り替えていく必要があると発言されたことと報告を受けました。

また、宇都宮部会長からは、昨年9月に運輸総合研究所から国土交通大臣に渡された「地域交通制度の革新案（緊急提言）」についても紹介があったと聞いております。この緊急提言には、地域交通は持続可能な社会の実現に必要な社会資本であり、カーボンニュートラルなど地球規模での環境問題対応、国民の生活の質の向上によるウェルビーイングの実現などに必要不可欠なツールであるなどの内容が記載されています。

富山県では、緊急提言に先駆けて、地域交通戦略において、地域交通サービスを地域の活力、魅力に直結する、そしてウェルビーイングを上げていく公共サービスと位置づけており、戦略の考え方に沿って議論を進めていきたいと考えております。

次に、地域防災力の向上についての御質問にお答えします。

先月24日、防災担当の赤間大臣から、国の分散備蓄拠点について、新たな北陸地域の拠点を本県に設置する旨の発表があり、大変ありがたいことと受け止めております。これまで、関係の皆様方とスクラムを組んで、本県の優位性をアピールし、防災庁の誘致に取り組

んできたことが功を奏し、本県が評価いただいたものと考えておりまして、これまでお力尽くしをいただいた関係の皆様には感謝申し上げます。

1月に公表した地震被害想定・津波シミュレーション調査の中間報告では、全ての市町村において最大震度7となる地点があることを示し、大きな反響ももちろんあったわけですがけれども、国の主導の下、今回の必要な資機材があらかじめ備蓄されることは、県民の皆様には安全・安心を感じていただけるものと考えます。

何より、地理的なアドバンテージの下、迅速に県内の避難所等に資機材が届き、生活環境の早期改善、災害関連死の抑止にもつながることは大きなメリットと考えます。

一方で、県が民間事業者の倉庫を借り上げ、一定の財政負担が伴うことになるのは事実です。県民の皆様、議員各位の御理解の下、今回を契機に、訓練や研修などへの参加を通じて、国との連携を一層強化し災害対応能力を高めるとともに、災害対応検証の改善の柱である官民連携のよい事例と捉えて、民間の視点からも、搬入、搬出、運搬などの効果的な運用を検証し、地域防災力の向上に役立てていきたいと考えます。

今後、夏頃に国と備蓄保管に関する協定を締結する予定でありまして、例えば備蓄された資機材を本県の防災訓練にも活用可能とするなど、本県がメリットを享受できるように国に大いに働きかけて、本県負担分の財政負担を少しでも投資に見合うメリットが得られるように、今後も不断に努力を続けていきたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）佐藤副知事。

〔佐藤一絵副知事登壇〕

○副知事（佐藤一絵）私からは農業に関する3問のうち、まず地域計画の実現に必要な投資への支援についてお答え申し上げます。

現在、昨年3月までに策定いただきました地域計画について、県内各地でそのブラッシュアップと実現に向けた協議が進められております。

その中で、議員御指摘のとおり、個人農家の方々や営農組織からは、機械の更新や初期投資が負担となっているというお声があることは承知しております。県としましては、そうした声に応えるべく、従来からの取組といたしましては、例えば地域の個人農家と集落営農などがグループ化を図る場合や、新たに園芸作物を導入する場合などには、必要な農業機械の導入などに対して補助しております。加えまして、現在国が本年度から5年間を農業構造転換集中対策期間といたしまして、農地の大区画化やスマート農業の開発、実装などを集中的かつ計画的に推進するとしておりまして、令和7年度の補正予算に様々な事業を措置しているところです。

したがって、本県としましては、これらの事業もしっかりと活用しまして、新年度予算案には地域計画に位置づけられた認定農業者などの担い手が、経営発展を目指して一定の規模拡大などに取り組んでいただく場合には、農業機械などの導入を補助するための事業費を計上しているところでございます。

地域農業を支える担い手の皆さんが、これらの事業を積極的に活用いただけるように、県農林振興センターやJAなどを通じて、事業の周知をしっかりとしていくとともに、引き続き必要な支援を講じてまいります。

続きまして、地域計画に際して、グループ化への伴走支援についての御質問にお答えいたします。

まさにこの地域農業においては、担い手の確保、そして高齢化が深刻となっておりますが、個々の経営体の努力だけでは限界があるために、やる気のある経営体がグループ化を図ることは、地域計画をブラッシュアップし、その実現を目指す上でも大変よい取組であると考えております。

一方で、地域計画の中核を担っているのは、本県においては集落営農組織が多くございます。ただ、集落営農組織においては構成員の高齢化が進んでおり、経営の核となる人材確保などに課題を抱えているところも多くあると承知しており、個々の経営状況に応じた支援が必要であると認識しております。

このため県では現在、必要に応じて、経営体の個々の今後10年間の、例えば働き手の人数がどうなるのか、その方々の年齢は幾つぐらいなのか、また、必要な機械の更新時期がいつ頃か、そして資金の状況はどうかといった、それぞれの組織の経営資源の点検を進めてもらうように促しているところです。

一口にグループ化といいましても、個別経営体と集落営農組織のほか、個別経営体同士のグループ化といった様々な形態が想定され、その規模もまちまちになると思われれます。したがいまして、県といたしましては、グループ化に向けた相談があった場合には、そのケースに応じた持続可能な経営モデルをイメージしていただけるように、収支シミュレーションなどを提示して助言するとともに、合意形成後の、例えば規約や定款などの整備についても支援してまいりたいと考えております。また、御指摘ありましたようなロードマッ

プの作成と各段階に応じた伴走支援についても、ぜひ検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、地域計画をただの地図で終わらせてはいけないと考えており、引き続き市町村や関係機関などと連携して、地域計画のブラッシュアップとその実現に向けて必要な支援をしっかりと行ってまいります。

私からは最後になりますが、担い手確保や生産性向上についての御質問にお答えいたします。

昨年12月に策定いたしました県の総合計画では、10年後の富山県農業の目指す姿として、生産性が高まり、多くの県産品が国内外で販売されることにより、収益力の高い、担い手に選ばれる魅力的な産業となっているとしたところであり、生産性と収益力の向上により、持続可能な稼げる農業を実現することが、まさに担い手の確保につながると認識しております。

このため新年度予算案においては、圃場の大区画化と一体となったスマート農業機械の導入支援や、データの利活用による水稻の省力的栽培管理システムの実用化を進め、省力化とコスト低減を図りたいと考えております。また、水田の転換畑でのタマネギ、ニンジンなど、機械化一貫体系が確立されており、需要が多く、かつ収量も確保でき高収益が見込まれる園芸品目の導入をさらに進めること。また、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を加速し、より効率的な営農体制を構築すること、こういった取組を強力に進めていくための事業を計上しているところです。

また、人材の育成という観点では、とやま農業未来カレッジを軸とした各種の就農支援に加えまして、新年度においては、農業高校

生を対象としたスマート農業技術研修を導入するなど、未来の担い手育成に向けた支援の充実に努めてまいりたいと思います。

さらに、担い手の確保という点では、農業者の後継者をしっかりと育成していくこと、円滑な事業承継への支援なども行ってまいりますし、新たな担い手の確保ということも極めて重要であると考えておりまして、例えば参入や連携を希望する企業などに向けて、活用可能な農地情報をデジタル地図として提供するような取組を行うほか、とやま農業経営・参入等促進センター、これはまだ仮称ですが、新設しまして、地域とのマッチングを促進することなどにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（永森直人）滑川地方創生局長。

〔滑川哲宏地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（滑川哲宏）私からは、DXの推進について3問御質問いただきました。

まず、マイナンバーカードとTOYAMA ONE Platformの連携についてお答えいたします。

令和5年度に構築いたしましたTOYAMA ONE Platform、これは複数のアプリをID連携、認証する機能に加えまして、デジタル地域通貨やポイント、集計などを行う機能を提供しますサービス連携基盤でございます。

また、御指摘のありましたように、本基盤とマイナンバーカード等の認証機能、これでの連携は、本人情報の登録認証の簡素化に加えまして、なりすまし防止などのセキュリティーの強化にも資するものということで、県民の利便性の向上、安全性確保につながるも

のと考えております。

現在、本基盤におきましては、県が開発、提供しました5つのアプリとも連携しまして、様々な行政サービスの提供に活用されております。

例えば、とみいくフレフレでは、県内の1歳半を迎えるお子様を持つ対象世帯、この約9割の世帯がアプリをダウンロードして利用しておられる。また、TOYAMA ONE Walletでは、射水市や魚津市、氷見市、南砺市におきまして、市域に限定しました商品券の事業、地域通貨の事業、観光事業など幅広い用途で利用いただいております。普及が進んできているものと考えております。

一方で、これまで年齢や性別、氏名といった、この本人情報の登録は任意で手入力でありましたことから、年代別の利用傾向などの把握分析には限界がございました。そこで今現在、アプリを改修しております。スマートフォンの操作に不慣れな方でも、カードをかざすといった操作で、簡易に本人情報の登録認証ができるといった環境を整備中でございます。

今後は、この仕組みによって得られますデータも活用しまして、利用状況等を把握分析した上で、サービスの改善に努めまして、TOYAMA ONE Platformのさらなる利便性の向上、利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの利活用についての御質問にお答えします。

マイナンバーカードにつきましては、令和8年1月末時点での本県の保有率84.4%。全国は81.2%でございます。全国を上回る保有率で、マイナ保険証につきましては先ほど御紹介いただきました、

令和7年12月で73.8%と全国1位の利用率。保有、利活用ともに着実に進んでいる状況でございます。

御指摘のありましたように、マイナンバーカードの普及や利用が拡大しまして、住民の皆様が日頃から持ち歩いて、様々な窓口やオンラインでの利用が進めば、窓口の省力化によります自治体業務の効率化、職員の事務負担軽減が進みまして、さらにそれが新たなサービスや住民の利便性向上につながるといった好循環が生まれるものと考えております。

具体事例といたしましては、例えば、マイナンバーカードの読み取りによりまして、市町村の窓口での申請書の作成を支援する、いわゆる書かない窓口ですけれども、住民の申請書の記入の負担や待ち時間の軽減が図られますとともに、職員の聞き取り、転記、確認作業、こういった業務が減少することで、窓口対応の負担軽減にもつながっております。

県内市町村でも導入が広まっておりまして、現在、県内10自治体でサービスが運用されております。直近の数字は令和6年度になりますけれども、令和6年度の利用件数、約5万9,000件でございます。

また、行政手続のオンライン化につきましても、県、市町村で共同利用する電子申請サービスにおきまして、合計71の手続がマイナンバーカードを利用した本人認証に対応しているということでございます。ほかにも御紹介のありました、朝日町のL o C o P i、あるいは図書カードへの利用など、行政サービスの利活用は広まりつつありまして、今後とも市町村と連携してマイナンバーカードの利活用を着実に進めまして、県民の利便性の向上、行政サービスの効

率化に努めてまいりたいと考えております。

私から最後に、TOYAMA ONE Platformの連携の拡大についてお答えいたします。

TOYAMA ONE Platformを、マイナンバーカードと連携したデジタルIDを用いる仕組みとしまして利用拡大を図るに当たりましては、御指摘ありましたように、市町村や民間事業者等との協力、連携、これを一層広げて、プラットフォームの内容を充実させていくことが必要と考えております。

そのためには、まず連携先の方々に、この基盤の活用のメリットや導入効果を御理解いただけるように丁寧に働きかけることが必要と考えております。

そこで、県ではこれまで、県内の市町村や経済団体、各種団体に対しまして、本基盤の機能や活用方法、導入に係る経費などについて説明会を複数回実施いたしまして理解の浸透に努めてまいりました。その結果、現在県の事業では、省エネ家電の購入応援ポイント、それからプロスポーツチームの応援スタンプラリー、また市町村においては、デジタル商品券に加えて、市内の周遊を促す観光ポイント、健康診断受診を促す健康ポイントなど、地域の特色を生かした取組に活用が広まっております。

今後は、こうした事例を横展開するとともに、新たな分野での活用メニューを増やしまして、使ってみたい、参加したいと思っただけのような好循環をつくることで、参加団体の掘り起こしと利用の拡大につなげてまいります。

併せて、オンラインによります本人確認の利用促進にも取り組みまして、マイナンバーカードとの連携によって、県民の皆さんがよ

り簡単に利用できて恩恵を実感できる、県内共通のデジタル基盤として、磨き上げてまいりたいと考えております。

引き続き、市町村や民間事業者への説明、伴走支援を継続しまして、全県的な基盤の運営に向けて連携先の拡大に努めてまいります。私からは以上です。

○副議長（永森直人） 廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一） いじめ等の教育現場での諸課題に関するいただいた3問のうち、まず1人1台端末の活用など児童生徒の変化への早期対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切な支援につなげますため、教員が小さなSOSの発信に気づけるよう、そのポイントを示しました事例集を、私立を含みます県内全ての学校に配布し、より深い理解の促進に努めているところです。

また、議員御言及の1人1台端末につきましては、児童生徒が声を伝えやすい環境をつくる上で有効でございまして、心の健康観察として、また相談ツールとして、県内の小中学校や一部県立学校においても活用が進められているところです。

併せまして、現在県教育委員会では、児童生徒が困難を抱えた際に、身近で信頼できる大人に助けを求め、早期の相談、解決につながるよう、富山県版のSOSの出し方に関する教育プログラムの作成に取り組んでおります。

このプログラムにより、教員とスクールカウンセラーが協働で授業を行いますなど、児童生徒が安心して発言できる環境づくりに努めまして、不登校や孤立、いじめのリスクを減らすよう取組を進め

たいと考えております。

今年度、試行として実証検証を行った学校の生徒からは、自分の気持ちを形にするだけで心が救われるんだと実感したといったような感想が寄せられているところがございます。

引き続きICT活用の促進やその好事例の横展開も含めまして、児童生徒が相談しやすく、また、心や体の変調の早期把握ができる体制づくりを進めてまいります。

次に、いじめへの初期対応と外部人材の活用についてお答えいたします。

いじめの疑いが生じた場合に、一部の教職員で抱え込むこと、また初動態勢の遅れや判断の誤りは、事案の長期化、重大化につながるおそれが高いことから、早期から組織的に対応するとともに、学校外の専門的知見を踏まえた対応が必要になっております。

県教育委員会では令和3年度に、いじめ事案初期対応実践フローチャートとその活用マニュアルを作成しまして、いじめかもしれないと気になる事案を把握した時点から学校としてチームで対応しますとともに、いじめなどの生活指導上の問題を担当します指導主事の教育事務所への配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用など、いじめ事案への対応体制を整えてきております。

併せまして、弁護士から専門的知見も含めて学校に助言いただきますスクールロイヤー活用事業も実施し、いじめや保護者対応に当たっているところです。

こうした外部人材の活用を含めました対応は、事案の深刻化を防ぐ効果を上げていると認識しているところです。ただ、一方で保護

者への対応など、事案の解決に時間を要する事例も依然として生じているところでございます。

県教育委員会といたしましては、まずはいじめの未然防止に努めますとともに、いじめの疑いが生じた場合には外部の専門家と連携しつつ、チーム学校として初期から丁寧に対応していくことにつきまして、引き続き市町村教育委員会や、県立学校校長会などと認識を共有しまして、連携し取り組んでまいります。

私からは最後になりますが、いじめの重大事態に係る調査についてお答えいたします。

いじめ防止対策推進法では、県立学校でいじめ重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会、または学校に調査のための組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとされております。

また、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、調査を行うに当たっての学校などの基本的姿勢や、対象児童生徒、保護者への接し方のほか、調査組織には学校関係者に弁護士、医師など専門家を加え、公平性、中立性を確保し、調査を進めることなどが示されているところでございます。

平成29年に制定されましたこのガイドラインは、その後の重大事態の発生把握数や、保護者のトラブル事例などの増加なども踏まえまして、令和6年に改正されております。

重大事態に関する調査実施前の関係者への事前説明や、調査中の対象児童生徒、保護者への経過報告についての規定が詳細化されるなど改善が図られ、調査は、被害者・加害者家族とも事実関係の認識共有を図りながら進めていくことになっているところでござい

す。

県教育委員会としては、特に調査が長期にわたります場合には、適切に経過説明を行うなど、機会を捉えて連絡を取り合い、透明性の高い調査の運用となるよう配慮することとしております。

まずはこのガイドラインに基づき、関係者に丁寧に対応しながら、公平公正な調査をしていくことが基本だと考えております。

私からは以上になります。

○副議長（永森直人）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）最後に、私から富山地方鉄道についての御質問にお答えします。

富山地方鉄道の鉄道線については、知事から答弁申し上げましたが、これまでのあり方検討会に代わりまして、知事がトップとなる新たな検討組織を設置し、沿線自治体と共に調査や検討に取り組むこととしております。

本線については、県が事務局となる新たな検討組織を設置し、調査検討を実施することになります。昨年11月の本線分科会では、地鉄本線の輸送状況として1日列車キロや、平日、休日の駅間乗降者数の実績、駅間通過人員の実績が示されております。

また、旅客収入状況として、通勤、通学、定期外の券種別の収入や年度別の推移、支出状況として、人件費、修繕費や動力費といった経費の内訳や、年度別の推移が分かるデータも示されております。

さらに鉄道施設に関する整備については、電気関連、保線・土木関連、車両関連に分けて年度ごとのデータが示されております。

調査内容やスケジュールについては、学識経験者の御意見を伺う

ことも重要であると考えており、新たな検討組織において検討を行うこととなりますが、調査データなどを有効活用し、持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向け、スピード感を持って議論を進めてまいります。

○副議長（永森直人）以上で谷村一成議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時53分休憩